2026-9-30　第268回社会保障審議会介護給付費分科会

○芦田企画官　それでは、定刻になりましたので、第268回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中で御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただき、動画配信システムでのライブ配信により公開いたします。

続いて、本日の委員の出席状況ですが、長内委員、塩田委員、清家委員より御欠席の連絡を頂いております。また、御欠席の長内委員に代わり坂口参考人、塩田委員に代わり伊地知参考人、清家委員に代わり間利子参考人に御出席いただいております。なお、濵田委員におかれましては、途中で御退席する予定です。

以上により、本日は21名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

それでは、議事に入る前に資料の確認です。事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料をホームページにも掲載しております。

会議の運営につきましては、これまでと同様、オンラインで出席の委員の皆様におかれましては、御発言する際には「リアクション」から「手を挙げる」をクリックし、分科会長の御指名を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきたいと思います。

（カメラ退室）

○芦田企画官　それでは、以降の進行は岩村分科会長にお願いいたします。

○岩村分科会長　皆様、こんにちは。

早速、議事次第に沿って進めていきたいと思います。お手元の議事次第を御覧いただきますと、本日の議題といたしましては「令和９年度介護報酬改定に向けて」、基本的な視点(案)ということになっております。事務局のほうで資料を用意していただいておりますので、まず、その説明を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀老人保健課長　老人保健課長でございます。

まず、資料１を御覧ください。

これまで本分科会では、各サービスや横断的な課題について御議論いただくとともに、関係団体との意見交換会を３回開催させていただきました。

今回の資料は、こうしたこれまでの議論や意見交換を踏まえ、令和９年度介護報酬改定に向けた基本的な方向性について基本的な視点として整理いたしました。この基本的な視点につきましては、本日の分科会において内容を決定するといった性格のものではなく、本日、皆様から御意見を頂き、最終的には、頂いた御意見を踏まえながら改定の審議報告の中で取りまとめていくことを考えております。

まず、１ページ目から３ページ目にかけまして、改定に当たっての基本認識を３点整理しております。

まず、１点目は「経済状況の変化への対応」です。

１つ目の丸、２つ目の丸では、我が国の経済が「デフレではない状況」へと移行する中、物価や賃金の上昇が続き、介護サービスは公定価格であるため、事業者自ら価格に転嫁することが困難であり、経営の安定と介護人材の確保・定着に向けた対応が必要としています。

３つ目の丸では、必要なサービスを確保しつつ、制度の安定性・持続可能性を確保することが引き続き求められていること、また、現役世代を中心に保険料負担の増加への懸念が示されていることにも留意し、制度の持続可能性を確保していく必要があるとしています。

２点目は「人口構造の変化への対応」です。

１つ目の丸から３つ目の丸にかけまして、地域によって置かれる状況が大きく異なること、中山間・人口減少地域においては介護人材の確保が深刻な課題となっていること、社会福祉法等の一部を改正する法律において特定地域サービス等が創設されたことを記載しております。

また、４つ目、５つ目の丸では、法改正により、人材確保や生産性向上の取組の推進が国や都道府県の責務とされたこと、生産性向上推進のための協議会の設置が都道府県の義務とされたこと、そうした中で介護テクノロジーの活用などにより介護サービスの質の向上につなげていくことが重要としております。

３点目は「地域共生社会の実現と高齢者の安心の確保」でございます。

１つ目の丸では、医療・介護の複合ニーズを有する高齢者や認知症の高齢者、独居高齢者の増加など、介護ニーズの複雑化・多様化が見込まれていること、２つ目の丸では、認知症や軽度認知障害の高齢者が65歳以上高齢者の約３割を占めていること、３つ目の丸では、独居高齢者の増加等も見据える必要があること、４つ目の丸から６つ目の丸にかけまして、社会福祉法等の一部を改正する法律により、有料老人ホームの質や運営の透明性の確保が求められていることなどを踏まえ、高齢者が地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムを一層深化させていくことが必要であるとしております。

こうした基本認識を踏まえ、３ページ目以降では今回の改定に向けた基本的な視点を５つに整理しております。

まず、第１は「物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」でございます。

介護サービス事業者の経営状況や賃上げの状況等を適切に把握した上で、物価や賃金の上昇等を介護報酬に適切に反映し、経営の安定を図るとともに、他職種と遜色のない処遇改善を実現し、人材の定着や離職防止を行う環境整備が重要としております。

第２は「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」です。

１つ目の丸としましては、地域によって高齢化や人口減少の状況等が異なる中、それぞ

れの地域の実情に応じ、必要な介護サービスを持続的に提供できる体制を構築していくことが求められるとしています。２つ目の丸では、中山間・人口減少地域については、令和８年の法改正により創設された特定地域サービス等の仕組みが確実に機能するよう、人員配置基準や報酬等を検討していくこととしています。また、３つ目の丸では、中山間地域の加算の在り方の見直しや地域の資源との協働化を図り、タスクシフト・タスクシェアを推進するなど、あらゆる資源を用いて対応することが必要としております。

第３は「地域包括ケアシステムの深化」です。

１つ目の丸では、医療ニーズが高い方や看取りへの対応を含めた医療・介護連携、生活期におけるリハビリテーション、認知症になっても地域で暮らし続けられる環境の整備、地域の多様な主体との連携を進めていくことなど、有料老人ホームのサービスの質や運営の透明性確保の取組を進めることが必要としております。また、２つ目の丸では、状態の維持・改善や生活の質の向上につながる介護を推進し、LIFEの一層の活用等を通じた科学的介護を推進していくことが必要としております。

第４は「職場環境の改善と生産性の向上を通じたサービスの質の向上及び介護人材の確保」でございます。

介護人材の確保・定着を進めるとともに、職員の負担軽減や職場環境の改善、居宅系サービスも含めたテクノロジーの活用、タスクシフト・タスクシェアなどを通じた生産性向上の一層の推進などにより、介護サービスの質の確保・向上につなげていくことが重要としております。

第５は「制度の安定性・持続可能性の確保」です。

現役世代を中心に保険料負担の増加に対する懸念が示されている中、限られた財源を有効に活用していくことが求められていること、必要な介護サービスを確保しつつ、サービス提供の実態等をきめ細かく把握し、報酬の評価の適正化・重点化や、報酬体系の整理・簡素化を図ることで制度の安定性・持続可能性を確保することが必要としております。

資料２につきましては、ただいま御説明させていただきました資料１の内容をまとめた概要資料になりますので、説明は割愛させていただきます。

事務局からの資料の説明は以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきました内容につきまして、御意見あるいは御質問などがありましたら御発言いただきたいと思います。

なお、各委員におかれましては、いつものお願いでございますけれども、発言なさる場合には論点に沿って簡潔に御発言いただくようお願い申し上げます。円滑な議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

では、まず、会場から始めさせていただきたいと思います。

志田委員、どうぞ。

○志田委員　ありがとうございます。認知症の人と家族の会の志田でございます。

第10期介護報酬改定について、３ページ以降の基本的な視点の５項目について意見を申し上げます。

第１の視点「物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」です。今後も増え続ける介護を必要とする人たちの暮らしを支えるため、物価上昇に対応し、全産業平均並みの賃金を保障するなど、介護現場で働く人の確保策を講じるのは当然のことです。また、定着率を高めるだけでなく、今後も増え続ける認定者のために、介護労働者、中でも人材不足が顕著なホームヘルパーとケアマネジャーを増やすためにあらゆる方策を検討することを要望いたします。

次に、第２の視点です。「地域の実情に応じて、必要な介護サービスを持続的に提供できる体制」とありますが、２ページにもあります「生産年齢人口の減少」という表現が気になります。介護が必要な人の増加とともに、サービスへの需要は増え続けます。生産年齢人口が減ったからサービスはありませんという話にはならないと思います。利用者本位を掲げた介護保険制度として、利用者のニーズという視点を外すことなく審議を進めることを要望いたします。

また、特定地域サービスですが、利用者、介護者だけでなく、約8000万人という被保険者は今年の介護保険法改正の内容を知らないのではないでしょうか。質問になりますが、厚生労働省として今回の改正内容を広く周知していただくことはできないのでしょうか。制度の見直しについて分かりやすい情報公開は不可欠と考えますので、ぜひ御回答を頂きたいと思います。

続きまして、第３の視点です。認知症の高齢者について「地域で暮らし続けることができる環境の整備」とあります。私たちは住み慣れた自宅における介護のある暮らしの持続可能性を強く希望しています。まず、これまで以上に充実させる取組が必要なのは訪問介護や通所介護という基本的なサービスです。「地域の多様な主体・資源」とありますが、それこそ地域の実情によって地域格差が大きいと考えます。これまで総合事業を支えてきた無償・非営利・有償の地域の多様な主体も高齢化が進み、疲弊しているという声もよく聞くようになっています。この現実に留意した上で、認知症の本人の活動、社会参加を支える支援、あるいは地域とのつながりを維持する取組の推進、これには介護保険の給付として提供する審議をしていただくことを要望いたします。

次に、第４の視点です。テクノロジーの活用等による「介護現場の生産性向上」とありますが、あくまでも事務負担の軽減により、コミュニケーションの時間など利用者への直接的な支援を充実させるものであることをまず確認したいと思います。その上で、タスクシフトやシェアですが､在宅サービスも含めて介護助手等という労働が想定されています。介護労働者の負担軽減や本来業務の充実が目的となっていますが、無資格の従事者を増やすことは新たに低賃金労働者を増やすことにならないでしょうか。特に認知症ケアについて知識や経験が少ない人が増えることへの懸念があることを申し上げておきたいと思いま

す。また、想定される課題については、あらかじめ対応策などの議論が必要と考えます。

最後です。第１の視点の処遇改善を進めるには、介護保険料と税金で構成される給付費を増やさなければなりません。そして、第５の視点には、現役世代の保険料負担の増加への懸念が示されています。しかし、第１号介護保険料を負担する高齢世代においても所得格差は大きいものがあります。介護の需要が高まる後期高齢者では年金から天引きされる介護保険料だけでなく利用者負担の増加という大きな課題もあります。現役世代とともに高齢世代の可処分所得などにも配慮し、特に低所得者に対しては見直しとともに新たな対策も検討するなど、周到な審議をすることを要望いたします。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

質問が１点ございましたので、事務局のほうでお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○樋口総務課長　総務課長です。

社会福祉法の改正の内容の周知について御指摘いただきました。今回、改正の内容につきまして、一般の方、関係者の皆さんができるだけ分かりやすいように工夫した資料集なども作りまして、ホームページに載せるなどいろいろな場を活用して周知に努めているところでございます。頂きました御指摘も踏まえまして、引き続きいろんな手段を使ってこれからも周知に努めたいと思います。この場でも新しいサービス類型についてもまた御議論いただくことになってくると思いますが、周知もしっかりやっていきたいと思います。

以上です。

○志田委員　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、濵田委員、どうぞ。

○濵田委員　岩村分科会長、ありがとうございます。日本介護支援専門員協会の濵田です。

このたびは事務局の厚生労働省におかれましては、介護報酬改定の要点を網羅する形で基本的な視点を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございます。

本内容に含まれていることとは存じますが、確認の意味も含めまして、意見を申し上げさせていただきます。

まず、前文並びに２ページの(２)の１つ目の丸に、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加について述べていただいております。言うまでもないことでございますが、この中には85歳以上という超高齢期特有の生活ニーズの増加も含まれていると考えます。例えばADLは自立しているように見えても、健康状態や心身の状況により、屋外では相当程度の介護が必要となり、生活支援が必要な人の割合も増加することなどがございます。これは、頼るべき身寄りがあった場合も含め、その身寄り自身も高齢化により、簡単なことでも家族としての支援が困難になってくることも含まれております。

次に、１ページ後半にございます１の「（１）経済状況の変化への対応」及び３ページ

の２の「(１)物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」についてでございます。

物価の動向につきましては、第256回の資料３におきまして、消費者物価指数の状況について参考資料をお示ししていただきましたが、総合的な上昇率に比べて生活に密着した食料品等の上昇率が著しく、介護保険サービスの場合は公定価格の特性から価格転嫁には限界があり、上回る費用については事業者や施設の超過負担となり、経営負担の要因の１つとなっております。また、種別によっては、介護サービスの継続性を図るために建物や設備の再生産が図られることにも目を向ける必要があり、改修等に備えて相応の収支差を確保することが必要であり、増加する利払い費も物価の上昇と同様に取り扱う必要があります。記載いただいているように赤字割合もさることながら、自由に価格転嫁可能である他産業とは基本的に異なり、準市場としての経済的構造の中で、かつ利用者がいらっしゃる限りにおいて事業継続を行わなければならない環境にあることにも介護報酬改定にあたっては、関係者に理解を求めていく必要があると考えます。特に継続的に物価や賃金が上昇していく局面において、一方で介護報酬改定は３年に１回であり、改定翌年、翌々年の上昇分についての対応も可能な限り図っていく方策を検討する必要があると考えます。

第263回の資料１では、令和８年度診療報酬改定における賃上げ・物価対応に係る全体像の資料を御提示いただきましたが、毎年の物価や賃金の上昇を見据えた改定の仕組みも検討すべきであると考えます。特に賃金については他産業と遜色のない処遇改善を進めることへの対応につきまして、何とぞよろしくお願いいたしたいと思います。

令和８年民間主要企業春闘賃上げ率は３年連続で５％以上となっており、最低賃金も引上げが続いております。特に最低賃金については、2030年代前半の早い時期に1500円が目指されることを念頭に考えれば、同じく毎年４～５％程度ずつ賃金を上昇させていく必要もあり、さらに５ページにある介護人材の確保へと結びつけるためには、このような他産業と遜色のない引上げが不可欠であると考えます。

なお、介護現場の生産性向上の視点につきましては、２ページの「(２)人口構造の変化への対応」の５つ目の丸で居宅系サービスにもAI等の介護テクノロジーの活用が触れられております。この居宅系サービスは、居宅介護支援を含めて訪問系サービスも含んでいるものと考えております。

なお、介護現場の特性上、生産性向上のための福祉用具について、製品によっては、例えば介護用リフトのように業務負担の軽減による職場環境改善には確実につながるものの、必ずしも時間短縮が図られるとは限らないものもございますので、この点につきましても言及させていただければと存じます。

人材不足の局面であり、今般の介護報酬改定を通じて基本報酬も含めた処遇改善が図られることで、ひいては人材確保や職場環境改善にもつながっていくという良循環へ結びつけていくことが未来への投資につながることを、本基本的視点の共通認識とさせていただければ幸いでございます。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、オンラインの皆様がかなりお手を挙げていらっしゃいますので、オンラインのほうに移したいと思います。

まず、山名委員、どうぞ。

○山名委員　全国町村会、兵庫県神河町長の山名宗悟です。よろしくお願いいたします。

介護報酬改定に向けた基本的な視点をお示しいただきまして、ありがとうございます。何点か意見を申し上げます。

まず「（１）物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」についてでございます。

介護人材の確保に向けては、介護職員と全産業平均の賃金の差を確実に縮め、他業種との遜色のない賃金とすることが重要でありますので、その実現に向けて処遇改善を積極的に進めていただきたいと思います。また、町村部においては、都市部へ人材が流出することにより人材不足が生じているという実態もありますので、このような観点からの検討もお願いしたいと思います。

次に「（２）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」についてであります。

特定地域サービス等については、中山間・人口減少地域の実態を詳細に把握した上で、サービス提供体制の維持・確保が可能となる配置基準・報酬設定として、中山間・人口減少地域の事業所運営を支える実効性のある制度設計とすることが重要であります。また、特定地域サービス等の導入によって保険料や利用者負担に影響が生じる場合には、対象地域のみ負担が増えることのないよう配慮が必要であると考えます。中山間地域の加算の在り方の見直しにつきましては、加算の複雑化により、特に小規模な事業者が十分に加算を算定できない状況を十分に踏まえ、加算を減らすという視点ではなく、必要な事業者において必要な加算の算定が確実にできるよう整理、見直しをするべきであると考えます。

続きまして「（４）職場環境の改善と生産性の向上を通じたサービスの質の向上及び介護人材の確保」についてです。

介護現場の生産性向上のため、AI等の介護テクノロジーの活用が期待できるところですが、導入費用やランニングコストが高額であることが理由で必要な機器の導入ができないといった実態もございますので、現場の実情を細かく把握していただいて十分な支援が必要であると考えております。

最後に「（５）制度の安定性・持続可能性の確保」についてであります。

現役世代の保険料負担の増加を抑える観点は非常に重要ですが、第１号保険料も年々高騰しており、高齢者層の保険料負担の増加も懸念されます。地域で必要なサービス機関を維持しつつ、高齢者の負担が過度なものとならないよう地域の実情に応じたきめ細かな配慮をお願いいたします。

私からは以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、坂口参考人、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂口参考人　発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

全国市長会から意見を申し上げさせていただきます。

今般、整理していただきました視点(案)の中で、第１の視点として物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善が重要とされた一方で、第５の視点では制度の安定性・持続可能性の確保が必要とされており、給付について両論併記とすることで課題認識が明示された印象を受けております。仮に現下の社会経済状況を適切に反映した報酬改定を行った場合、相応の介護給付費の伸びが見込まれますが、果たして報酬の適正化・重点化を進めるだけで増加する給付費を賄うことができるのか、懸念するところでございます。

本来、給付と負担の議論は表裏一体であり、給付の伸びが見込まれるのであれば、その裏づけとなる財源の議論が肝要であると思います。しかし、今般提示された視点(案)では、財源確保の方向性につきましては具体的な言及がされていないことから、今後は給付と負担のバランスを勘案しながら、財源という根拠を前提とした上で報酬改定に向けた議論を重ねていく必要があるのではないかと考えます。そのためにも、現在、年末をめどに進められている介護保険部会での利用者負担等に関する議論とも有機的な連携を図りながら、給付と負担の議論を一体的に進め、制度全体として整合性のある検討をお願いしたいと思います。

また、もう一点申し上げたいことといたしまして、介護予防は、QOLの向上だけではなく、介護需要の抑制や制度の持続可能性の確保にも資する重要な視点であると考えておりますので、今回の視点(案)への記述を検討いただきたいと思います。

あわせまして「（３）地域包括ケアシステムの深化」で状態の維持・改善について触れられておりますが、現政権が「攻めの予防医療」を標榜していることに鑑みますと、同じく「予防」の２文字が表記されていたほうが時流に即した表現になるのではないかと思っております。介護従事者不足や保険料の上昇が深刻な課題となることが見込まれる中、2040年を見据えた介護保険制度の持続可能性を考える上で介護予防は課題解決のための解の１つになることが期待できることから、介護予防の推進に資するような表現につきまして、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

そうしましたら、地方公共団体関係で続けてということで伊地知参考人、よろしくお願いします。

○伊地知参考人　よろしくお願いいたします。

私からは介護報酬改定に向けた基本的な視点について、３点、意見を申し上げます。

まず、１点目が「物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」についてでございます。

本県をはじめ、全国の離島・中山間地域においては、高齢化の進行と生産年齢人口の減少が同時に進み、介護人材の確保が極めて厳しい状況となっております。特に人口減少が

著しい地域では、介護職員不足によりサービス提供体制の維持そのものが危うくなっており、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受け続けられる環境の確保が重要となっております。このため、介護従事者の処遇改善を通じた人材の確保・定着を一層推進するとともに、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供体制の構築が必要であると考えております。処遇改善加算の拡充により、介護職員等の賃金改善は一定程度進展していると考えておりますが、依然として他産業との賃金格差は大きく、特に地方では必要な人材の確保が困難な状況が続いております。また、制度の拡充に伴い、算定要件や各種届出事務が複雑化していることから、特に職員数が限られる小規模事業所においては事務負担が大きくなっております。このため、小規模事業所においても活用しやすい制度となるよう算定要件や事務手続のさらなる簡素化を図ることが必要であると考えております。あわせて、他職種と遜色のない、さらなる処遇改善を実現するため、処遇改善加算の加算による対応に加え、より安定的な賃金改善につながる基本報酬の在り方についても検討をお願いしたいと考えております。

２点目が「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」についてでございます。

離島・中山間地域では、利用者が広範囲に点在していることによる移動コストや人材確保の困難さから厳しい経営状況が続いております。このような地域の実情を踏まえますと、管理者や専門職の配置基準の弾力化は、地域に必要な介護サービスを維持する観点から有効な取組であると考えております。一方、人員配置基準の弾力化に当たりましては、利用者の安全確保やサービスの維持・向上が前提となります。このため、ICTや介護テクノロジーの活用状況、事業所間の連携実態などを十分に踏まえながら、サービスの質を適切に担保できる仕組みについて検討いただきたいと考えております。あわせて、移動に係る経費や時間などについても報酬上の適切な評価をお願いいたします。

最後に「制度の安定性・持続可能性の確保」についてでございます。

介護保険制度は、保険料、公費及び利用者負担によって支えられており、必要なサービスを確保しながら、制度の安定性と持続可能性を維持していくことが重要です。本県においては高齢化の進展などの影響により、介護給付費が増加傾向にあり、保険料負担の上昇も懸念されております。処遇改善や地域におけるサービス提供体制の維持・確保は不可欠である一方、そのための財源確保に当たっては、県・市町村及び利用者の負担増にも十分配慮する必要がございます。このため、必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、市町村や利用者への過度な負担増加とならないよう、国による十分な財政支援についても併せて検討いただくことが重要であると考えております。今後の制度の維持可能性とサービスの確保の両立に向け、慎重かつ丁寧な検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、続いて、医療保険の保険者関係にお願いしようと思います。

まず、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員　ありがとうございます。

今回、御提示いただいた基本的な視点については、おおむねこれまでの議論を踏まえたものになっていると考えております。その上で、介護保険制度が高齢者の生活を支えるのみならず、家族の介護負担の軽減、現役世代の就労継続を支えているという観点から、介護サービスの確保に加えて、介護保険制度の安定性・持続可能性といった観点も極めて重要だと考えております。

物価や賃金の上昇を踏まえた処遇改善や、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を進めていくことは理解していますが、その一方で、介護保険制度を支える財政面についても考慮していく必要があると考えております。様々な取組等を介護報酬に反映させれば、当然のことながら、利用者負担と保険料負担の上昇につながっていきます。保険料、公費、利用者負担によって支えられている介護保険制度においては、制度の安定性・持続可能性を確保していくために、給付と負担の在り方について不断の見直しを行っていくことで生産性の向上を推進し、必要かつ効率的・効果的な介護サービスは評価していく、メリハリのある給付の効率化・重点化に力点を置いた見直しを行うなど、限られた財源を有効に活用していく努力が不可欠であると考えております。そういった観点から、取りまとめの際に記載していただきたいことを２点申し上げます。

まず、１点目ですが、資料１の１ページ目の冒頭の前文について、制度の安定性・持続可能性の確保という重要なワードが記載されておりません。例えば、基本認識に記載されております、「現役世代の保険料負担を抑制しつつ、限られた財源を有効に活用した給付と負担の不断の見直しを行い、制度の安定性・持続可能性を確保していくことが求められる」、といった旨の記載が必要だと考えております。

２点目は、１ページ目の「１．改定に当たっての基本認識」の３つ目の丸と、５ページ目の「２．今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点」の「（５）制度の安定性・持続可能性の確保」の部分について、政府が策定した「骨太の方針2026」では、社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止めて引き下げていくとの方針の下、国費だけではなく給付費全体、公費、保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続していくと明示されておりますので、その旨をしっかりと明記していただきたいと思っております。また、これに伴いまして、資料２の概要版にも同様にこの趣旨での記載をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

それでは、続けて、奥塚委員、どうぞ。

○奥塚委員　私のほうから、いつもそうですけれども、過疎地域を抱えた人口８万の地方都市の意見として今日は述べさせていただきます。

まず、基本的な視点の中で「（１）物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」、それから「（２）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」でございますが、地方都市あるいは過疎地域には小規模事業者が多くおりますので、安定して経営を維持できるように地域の実情に応じた適切な配慮と報酬の評価をお願い申し上げます。

また、新たに創設されます特定地域サービス等の柔軟な仕組みは、中山間・人口減少地域で必要なサービス基盤を維持するために非常に重要だと考えて、期待もいたしております。一方で、制度の導入や運用に当たりましては、保険者である自治体の事務の負担や財政への影響、それに利用者の自己負担、それから利便性、サービスの品質への影響など、そういうことにも配慮しつつ、いずれにしてもバランスを取った検討を進めていただくようにお願い申し上げます。

「（５）制度の安定性・持続可能性の確保」でございますけれども、地方都市の多くは、都市部以上に急激な高齢化と、現役世代、つまり生産年齢人口の減少という深刻な状況に直面いたしております。現役世代、高齢者双方の負担感を踏まえまして、国庫負担割合の引上げなど、保険者や被保険者の負担が過重とならないように財政的な配慮をお願いしたいと思います。先ほど地方からの意見がございましたが、重なる部分もありますけれども、実情から申し上げました。

以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

鳥潟委員はお手が挙がっていませんが、いかがされますか。

○鳥潟委員　本日、意見はございません。

○岩村分科会長　ありがとうございます。大変失礼いたしました。

それでは、オンラインで石田委員、どうぞ。

○石田委員　ありがとうございます。

介護報酬改定に向けた基本的な視点というところで意見を申し上げます。

他職種と遜色のない処遇改善を実施するという文言がここにあります。他産業における賃上げが進む中で、介護サービスは公定価格であるけれども、経営の安定と介護人材の確保・定着に向けたさらなる処遇改善の必要性があるということで、これに関しては第一に基本報酬が大幅にアップされるということにほかならないと思いますし、それが実現された上であれば人材確保はもう少し容易になるのではないかと思いますけれども、資料にもあるように、介護保険制度は保険料、公費、利用者負担によって支えられている訳です。これまでも何人かの委員の方の御発言にありました公費については、この割合がもう少し多くなるという余地があるのかどうか、例えば調整交付金が外づけにできるのかどうか、その辺の問題もあるのではないかと思います。

もう一つは、負担する側の問題が大変大きいということです。この資料の中に、「現役世代を中心に保険料負担の増加に対する懸念が示されている」という文言が何度か繰り返されておりますけれども、この文言については、これは要望なのですが、先ほど志田委員、

山名委員の御発言にもありましたように、やはり「高齢世代、現役世代ともに保険料負担の増加、そして利用料の増加に対する懸念が示されている」、という表記にぜひとも書き換えていただくようお願いしたいと思っております。全世代の問題であるということを示していただきたいと思いますので、表記の変更をお願いしたいと思っております。

次に、特定地域サービスのことです。これにつきましては、全国一律から地域特性別の制度運用に切り替わるという介護保険制度の大きな転換点になる内容でもあります。この内容について、必要な介護サービスを持続的に提供するためではありますけれども、実際にその内容がどのようなものであるのか、どの地域のものであるのか、そして、どういったサービスが構築されていくのかということに関する情報については、でき得る限り細かく適宜多くの人に知らせていただきたいと思っております。そういったことが今後計画されているのかどうかというのは質問として述べさせていただきたいと思っております。

次に「地域包括ケアシステムの深化」の中で、特に「認知症高齢者の社会参加と地域生活を支える」という文言があります。ここが一番重要なところと考えますが、認知症当事者の方がその地域でどのように生活していらっしゃるか、その姿が各自治体によって実践されている地域包括ケアシステムの中身を示す指標になると思っておりますので、ここは重点的にお願いしたいと思っております。

最後ですけれども、「制度の安定性・持続可能性の確保」というところで、「介護報酬の評価の適正化・重点化を推進し、報酬体系を整理・簡素化する」という文言があります。そうすることは非常に重要であるかとは思いますけれども、忘れてならないことは、「制度があってサービスなし」というような状況にならないように、制度の中で暮らす人たちがどのような生活を送り、その生活や命が脅かされていないか、確かに守られているかどうか、この辺の視点を決して忘れないように、この内容については実践していただきたい、これは要望として申し上げておきます。

質問は１点だけです。よろしくお願いします。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

御質問がありましたので、事務局でお願いいたします。

○野村認知症施策・地域介護推進課長　推進課長でございます。

特定地域サービスの関係については、どういう枠組み、報酬設定をしていくのかというのはこの給付費分科会でお示しさせていただいて、皆様方から御議論いただくといったような形で考えております。先ほど来、制度改正の中身も含めて、もっと周知をという御意見も頂いておりますので、そこに関しては様々な機会を捉えて厚生労働省からもしっかりと伝えていきたいと思います。

以上です。

○岩村分科会長　よろしいでしょうか、石田委員。

○石田委員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、間利子参考人、どうぞ。

○間利子参考人　ありがとうございます。

資料１の関係ですけれども、現時点での基本的な視点として、これまでの分科会における様々な意見に配慮して整理された内容と我々も受け止めております。

その上で「２．今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点」を中心に２点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず、３ページ後段からの「（１）物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」についてですけれども、物価や賃金の上昇を介護報酬に適切に反映していく方向性等の記述、この点自体は我々としても理解しているところでございます。その際、ただ、具体的な検討に当たりましては、現役世代の保険料負担への影響についても十分踏まえることが重要と考えております。さらに、骨太方針に記載のある経営の大規模化、協働化の推進も経営の安定や人材確保に資するものと考えます。こうした点も踏まえまして、前に進めていく方向で検討いただくようお願いしたいと思います。

２点目でございます。４ページの最後から５ページにかけて「（４）職場環境の改善と生産性の向上を通じたサービスの質の向上及び介護人材の確保」の記述の関連です。今後、介護人材の確保が一層困難になることが見込まれる中で、限られた人手でサービスを維持していく上では、テクノロジーの活用や業務のタスクシフト・シェアは不可欠と考えております。それにより職場環境の改善や介護サービスの質の向上が図られ、さらにこれが人員配置基準の柔軟化に結びつくものと考えます。今回の報酬改定においても、中山間・人口減少地域に限らず、広く配置基準の柔軟化について前向きな議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

それでは、今井委員、どうぞ。

○今井委員　ありがとうございます。民間介護事業推進委員会の今井でございます。

私からは１点のみ「地域包括ケアシステムの深化」について意見を述べさせていただきたいと思います。

これまで2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築を大きな柱として推進してきたところであり、今後、さらなる課題への取組に向けて2040年を見据え、地域包括ケアシステムを深化させていくことは、とても重要な取組であると認識しております。しかしながら、介護現場を知る立場からは、地域包括ケアシステムの構築の進捗は地域格差が大きく、一部中山間・人口減少地域などでは、システム構築の遅延ではなく、既に在宅系サービスの事業所の撤退などのサービス提供基盤の弱体化が見られる現状にあります。こうした現状においては、引き続き地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要であると考えております。

このような考えから、今回の基本的な視点で掲げられている地域包括ケアシステムの深

化について見てみますと、これまで掲げられていました自立支援、重度化防止の取組等の文言はなく、看取り、災害時における業務継続や虐待防止、有料老人ホーム関係、LIFEの活用などが例示されておりますけれども、これだけが地域包括ケアシステムの深化なのかと違和感を感じております。総論的に反対意見を申し上げるものではないのですけれども、これから個別サービスの報酬改定議論が深まっていく入り口において、介護サービス提供基盤の維持、それから確保を行うためには、在宅系介護サービスのみならず、介護サービス事業者の健全な経営が持続可能となるような必要な制度の見直し、報酬改定につながる議論をお願いして、意見とさせていただきます。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

続いて、田母神委員、どうぞ。

○田母神委員　ありがとうございます。

資料１の基本的な視点（案）について、３点、意見を申し述べます。

１ページ目の「１．改定に当たっての基本認識」として、介護サービスの経営の安定と介護人材の確保・定着に向けた処遇改善について記載されておりますが、これまでの議論の中でも申し述べておりますとおり、令和８年春闘では全体で５％台の賃上げがあった一方、介護分野の職員の処遇改善は他産業と比較して依然厳しい状態が続いており、今後、人材流出、そして確保困難が一層深刻化することが懸念されます。加えて、介護サービス事業所の経営状況は非常に厳しい状況であり、増大する多様なニーズに対応するためには、人材の確保と定着、質の向上、さらに幅広い職種の処遇改善、加えて物価高騰に対応できる報酬財源の確保が不可欠でございます。

資料１の３ページから４ページにかけて「（１）物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」には「介護サービス事業者の経営の安定を図るとともに、他職種と遜色のない処遇改善を実現し、人材の定着・離職を防止する環境を整備していくことが重要である」と明記いただいております。人材確保と処遇改善なくして事業所の経営の安定や介護サービスの質の確保・向上を図ることはできませんので、介護報酬の大幅な引上げ、処遇改善が確実に図られるようお願いいたします。加えて、政府におきましても、骨太の方針において、物価の変動に適切に対応、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図ると示していただいていることを明示いただきたいと考えております。

２ページ目の「（２）人口構造の変化への対応」についてでございます。

２つ目の丸以降では中山間・人口減少地域について言及されておりますが、中山間・人口減少地域に限らず、都市部においても人材の確保をはじめとした人口構造の変化への対応が必要になりますため、都市部における対応の必要性についても盛り込んでいただきたいと考えております。

最後に、４ページ目の「（３）地域包括ケアシステムの深化」についてでございます。

医療ニーズが高い方への対応や看取りへの対応を含めた医療と介護の連携を一層推進す

るとされておりますが、「改定に当たっての基本認識」にも記載がありますとおり、医療・介護の複合ニーズを有する高齢者の増加とともに、介護ニーズの複雑化・多様化が見込まれているところでございます。医療ニーズの高い方への対応や看取りへの対応においては、医療・介護の連携は非常に重要な課題ではございますが、その視点のみならず、介護サービスにおける医療ニーズへの対応力強化も必要でございます。高齢者が安心して最後まで地域で暮らせるよう、「地域包括ケアシステムの深化」に当たって、医療ニーズが高い方への対応力、看取りへの対応力、医療・介護の連携強化、これら３つの視点それぞれが重要であることが分かるよう記載いただきたいと考えております。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、山田委員に御発言を頂きまして、その後、一旦会場に戻したいと思います。

では、山田委員、どうぞ。

○山田委員　日本薬剤師会の山田でございます。

私からは資料１につきまして１点、意見を申し上げさせていただきます。

今回示されました基本的な視点では、介護報酬の評価の適正化・重点化を進めていくこととされております。今後、医療と介護の複合的なニーズを有する高齢者や独居高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう在宅におけるサービス提供体制を確保していくことは、これまで以上に重要になると考えております。そのため、報酬の評価の適正化・重点化を検討するに当たっては、単にサービスの利用状況や件数だけを見るのではなく、それぞれのサービスの提供実態や地域の中で果たしている役割についてもきめ細かく把握していただく必要があると考えます。特に地域において必要な役割を担い、利用者一人一人の状態やニーズに応じて質の高いサービスを継続的に提供している事業者が評価の見直しによって不利益を受けることのないよう、十分に配慮いただきたいと思います。むしろ、そうした地域を支える取組や医療と介護の連携を含め、利用者の生活を支えるために実際に果たしている機能が介護報酬上適切に評価される仕組みとなるよう、丁寧に検討していただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、会場のほうで御発言いかがでしょうか。

では、小泉委員、どうぞ。

○小泉委員　ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

令和９年度介護報酬改定に向けた基本的な視点に対して意見を申し上げます。

「（１）物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」についてです。

多くの方が言われた意見とほぼ一緒でありますけれども、デフレ脱却が進む中、物価や最低賃金の毎年の大幅な上昇に対し３年に一度の改定ではタイムラグが生じ、事業者の持ち出しは限界に達しています。他職種と遜色のない処遇改善と経営安定を実現するために

は、介護保険料や利用者負担の増大だけに依存せず、国による公費や別枠財源の確実な確保が必要です。あわせて、複雑な加算による対応ではなく、物価・賃金の変動を機動的に反映する仕組みや基本報酬全体の抜本的な底上げを強く求めます。

「（２）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」についてです。

中山間・人口減少地域においては、行政、社会福祉協議会、事業者、利用者が膝を突き合わせて地域ごとのサービス維持策を議論する地域協議体の設置が必要と考えます。その上で、新設される特定地域サービスにおける月額・定額払い、包括報酬等の仕組みを速やかに実効化させるとともに、送迎コスト等で苦しむ通所系のサービスへの特別地域加算の適用拡大など、地域のインフラを死守するための手厚い支援を求めます。

「（３）地域包括ケアシステムの深化」についてです。

医療と介護の連携強化は大前提ですが、介護情報基盤やLIFEの活用においては事業所に一方的なデータ入力を強いる構造を改めるべきです。ケアプランや現場のケア改善に直結する実用的なフィードバックがなされて初めて情報は生きてまいります。また、特養等が終の棲家として、重度者や看取り、医療連携を果たす機能を正当に評価する報酬体系の構築が必要と考えます。

「（４）職場環境の改善と生産性の向上を通じたサービスの質の向上及び介護人材の確保」についてです。

介護現場の職員がやりがいのある直接ケアに専念できるよう、記録・報告・各種手続等の事務作業はAIやAXを活用して極限まで自動化すべきです。これには単なる事業所の努力だけではなく、開発・導入・月額のランニングコストに対する国の財政支援と、自治体ごとに異なる不合理なローカルルールの全廃が不可欠です。

「（５）制度の安定性・持続可能性の確保」についてです。

制度の持続可能性とは、単なる給付の抑制ではありません。特養で78にも上る複雑な加算構造を見直し、算定を躊躇させる過度な要件を整理・統合して基本報酬へ包括化することが、利用者・事業者双方にとって分かりやすく、真に持続可能な制度につながると考えます。現場が希望を持って介護を続けられる改定に向け、実効性ある御議論をお願い申し上げます。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

平山委員がお手を挙げていらっしゃったと思いますので、お願いいたします。

○平山委員　連合の平山です。

令和９年度介護報酬改定に向けた基本的な視点について、３点、申し上げます。

１点目は、物価・賃金の上昇等への対応と職場環境改善についてです。

資料では、物価や賃金の上昇を介護報酬に適切に反映し、他職種と遜色のない処遇改善を実現するとされております。介護人材の確保・定着のためにも極めて重要な視点と考え

ます。その実現に向けては、賃上げに向けた措置を全ての介護労働者を対象に拡充するとともに、基本給の引上げにつながるよう処遇改善に係る要件の緩和・簡素化を進めることが必要と考えます。特に若い人材が介護を職業として選択できる賃金水準になるよう抜本的な改善を求めたいと思います。

また、継続的な処遇改善を可能とする経営基盤を確保するために、基本報酬を含めた介護報酬全体を引き上げるとともに、３年に一度の改定に限らず、毎年度の物価や賃金の動向を介護報酬に適切に反映できる仕組みを検討し、介護分野全体の継続的な賃上げを進めることをお願いしたいと思います。

また、介護人材の確保・定着のためには、処遇改善に加えて、あらゆるハラスメントの防止をはじめ、誰もが安心して働き続けられる職場環境の整備を進めることが重要です。処遇改善と職場環境改善を両輪として取り組んでいただきたいと思います。その意味では、今回の基本的な視点(案)には、この間の議論における重要なキーワードであった「ハラスメント防止」という言葉が入っておりませんので、介護人材の確保・定着の観点からもぜひ基本的な視点の中で位置づけていただきたいと思います。

２点目は、特定地域サービスについてです。

人員配置基準や報酬を含めて検討するとされております。地域の実情に応じた弾力的な人員配置については、人材不足を理由とした安易な配置基準の緩和によって職員の負担増やサービスの質・安全性の低下を招かないよう慎重な検討をお願いします。

また、包括報酬については、事業所の経営安定と地域のサービス提供体制の維持につながるものとするとともに、必要なサービスの提供が抑制されるなど利用者に不利益を生じさせない仕組みとすることが重要です。あわせて、現場や自治体の事務負担を増やさない簡素で分かりやすい仕組みとしていただきたいと思います。

３点目は、生産性の向上についてです。

AIや介護テクノロジーの活用、タスクシフト・シェアは、職員の負担軽減、サービスの質の向上を図る上で重要だと考えます。一方で、AIやテクノロジーを導入すること自体が目的ではありません。まず、現場に求めている業務について、類似・重複しているものや過度な負担となっているもの、負担に比べて効果が十分でないもの、これらを検証し、必要であれば、その業務そのものの廃止や統合・簡素化を進めることが重要です。あわせて、報酬体系についても現場の事務負担軽減につながるよう整理・簡素化を進めていただきたいと思います。その上で必要なところに、AI、ICT、介護テクノロジー、タスクシフト・シェアを活用し、そこで生み出された時間を利用者への直接的なケアに充てることで職員の負担軽減と介護サービスの質の向上につなげることが生産性向上の本来の目的と考えております。

以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

それでは、東委員、どうぞ。

○東委員　ありがとうございます。全国老人保健施設協会の東でございます。

２点、意見を申し上げたいと思います。

まず、１点目は介護サービス事業の継続性についてです。

資料１の３ページ「（１）物価・賃金の上昇等への対応と処遇改善」の記載の中で「経営の安定を図る」という文言が書いてあります。しかし、今、現場に必要なことは、目の前の収支を合わせるだけの安定ではなくて、必要な設備の更新投資、大規模修繕、人材確保を行いながら、将来にわたってサービスを提供し続けられる経営基盤でございます。介護サービスは国で定める公定価格でありまして、物価や賃金の上昇を事業者の努力だけで価格に転嫁することはできません。とりわけ私ども老健施設におきましては、内部留保は数千万円にすぎず、単年度で僅かに黒字になりましても、億単位の大規模修繕、設備更新まで見通すことはできませんし、さらなる借入れをすることとなります。経営の安定にとどまらず、事業の継続性を図ることも極めて重要なことであると考えております。地域に必要な介護サービスを守るための十分な改定幅を確保していただきたいと存じます。

２点目、今回の基本的な視点の２ページの「（２）人口構造の変化への対応」の５つ目の丸に「介護助手」という文言を明確に盛り込んでいただいたことに感謝申し上げます。少なくとも国の介護報酬改定に向けた取りまとめ文書におきまして、「介護助手」をタスクシフトの担い手ということで、ここまで明確に位置づけていただいたことは大きな前進だと受け止めております。介護現場の生産性向上は、機器やテクノロジーを導入するだけでは十分な効果にはつながりません。介護助手に周辺業務をタスクシフトし、介護福祉士等の専門職が専門性を要する仕事に集中できる体制を構築することで、現場の負担軽減、サービスの質の向上、人材の定着という効果が生まれると考えます。加えて、この介護助手につきましては、ぜひ元気高齢者の活用を推進していただければと思います。今後の具体的な報酬上の評価や支援策におきましても、テクノロジーの導入とタスクシフトをセットで推進していただきたいと思います。

最後に、先ほど志田委員の御発言につきまして、少し誤解があるようなので、一言申し上げさせていただきます。いわゆる介護助手につきましては、現場の清掃、洗濯、風呂掃除、ベッドメーキング等のいわゆる周辺業務を担っていただく方と認識しております。また、正規の介護職員の人数にカウントされるものでもございません。したがって、周辺業務を担っていただく介護助手の方が現場に入っていただくことで、正規の介護職員は認知症の利用者さんに向き合う時間が増えます。むしろ、より質の高い認知症ケアが提供できている実態があるということを申し上げておきます。

以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

では、オンラインの方々のほうに戻したいと思います。

まず、松島委員、どうぞ。

○松島委員　ありがとうございます。全国老人クラブ連合会でございます。

改定に当たっての基本認識について、１点、御意見申し上げます。

今後の介護保険制度において、必要なサービスを確保しつつ、制度の安定性・持続可能性を確保することとし、処遇改善等による人材の確保などについて引き続き取組が求められている中で、１号保険料や利用者負担の増加については、低所得の高齢者などについて特に配慮が必要不可欠であると考えております。また、保険料、公費、利用者負担の在り方については、全ての高齢者にとって重要な論点であります。引き続き本分科会等での丁寧な議論をお願いしたいと考えております。

なお、先ほど制度改正等に係る国民への周知について、厚労省のほうからホームページなどを活用した取組が進められている旨の説明がございましたけれども、１号被保険者における介護保険を利用されていない高齢者に対して丁寧な周知が十分になされているとは思えないところもございまして、高齢者の実態を踏まえた周知の方法などについても取組をお願いしたいと考えております。

以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中委員　ありがとうございます。

私からは１点、全体的なところを通じて意見を述べさせていただきたいと思います。

事務局の皆様におかれましては、ここまでの議論をスマートにまとめていただいたと思い、感謝申し上げたいと思います。しかし、地域ごとに事情が違い、サービスをそこからなくさないためには、施設種別に限らず、地域の実情ごとに牽引していくしかないと思っています。どんな施設がとかではなく、全ての基本報酬はしっかりと守る必要があると考えます。地域行政のみならず、医療機関等ともしっかりと連携して地域にリソースを集めて進める必要もあると思います。また、有料老人ホームの登録制について触れられていますが､質が担保された有料老人ホームを資源として考えなければならない地域もあります。さらに「誰もが認知症になり得ることを前提として」と書いていただいていますが、若年性認知症の生活の困難さはヤングケアラーの子供たちにも直結します。ヤングケアラーのサポートをどうするかも介護の一環だと考えます。それがかなわない地域がないようにしなければなりません。また、成人した医療的ケア児、つまり医療ケア者への介護も今後ニーズが高まり、私たちの事業所が居場所になることも考えられます。これらの複合的な課題を考えると、地域包括ケアシステムの深化という部分にこれからは医療や障害部門等との連携は欠かせないことから、2040年に向けた新たな地域医療構想との兼ね合いについて盛り込んでいただくことはできないかという意見でございます。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

では、松田分科会長代理、よろしくお願いいたします。

○松田委員　松田でございます。

取りまとめに関しては特に大きな異論はございません。その中で、先ほど来いろいろな意見が出ていますように、複合的なニーズを持っている方が増えている、こういう状況に対しては複合的な提供体制をつくっていくということが重要なのだろうと思っています。そうすると、今みたいに訪問看護や訪問介護とか個別に小さな事業所でやっているという体制は、例えば中山間地域でサービスを提供しようとすると、やはり無理が来るのかなと思います。そういう意味では、今後、複合型のサービスを拡充する方向で制度設計を考えられたほうがいいのではないかと思います。仮に今の小規模なものを維持するのであれば、そこが公的なサービスを提供できるような、いわゆるネットワーク化をどういうふうにしていくのか、その基盤としてのバックオフィスをどうするのか、それに関連して居宅介護支援事業所の在り方をどうするのか、そういうことを考えないと制度的にいろんな無理が来るように思います。

あと、財源の話が大分出ているのですが、そもそも介護保険は、それぞれの地域で使ったサービスの量に応じて保険料が決まる仕組みです。だからこそ生活支援総合事業とか介護予防というものが非常に重要であるわけですけれども、そこはどうしても自助とか共助というところがとても重要になってきます。そういう議論が少し足りないのではないかと思いました。

介護保険を維持している一番重要な理念は、やはり社会連帯だと思います。例えば先ほど来、保険料の話が出て、低所得の方の保険料の負担の話がありますが、いろいろデータ分析すると高所得の方たちというのは介護保険をあまり使っていません。そうすると、今みたいに低所得と高所得の間で保険料に差が出てくることになってきます。社会連帯の仕組みであるということが理解されていないと、高所得層から非常に大きな不満が出てきてしまう。これは非常に危ない。そういう意味では、厚生労働省におきましては、介護保険制度の理念に関する国民への周知をいま一度しっかりとやっていただきたいと思います。

あと、先ほど東委員が御指摘されたように、介護の本来業務の周辺業務に関しては、介護助手の方あるいは短時間労働のケアワーカーの方たちが十分できるもので、それをこれからどういうふうに入れていくのか、これは新しい形の共助だと思っています。地域で元気な高齢者あるいは時間のある方々がサイドワークとして介護施設等で短時間の労働をするということも一つの共助の在り方だと思いますので、そういうこともぜひ進めていただきたいと思います。

それから、先ほど田中委員が介護に関しては地域差が大きいという話をされましたけれども、地域差を明らかにするためにも保険者がもう少し、どういうサービス提供体制であるのか、どういう需要構造であるのか、そういう違いが分かるような形でのデータをつくっていただきたいと思います。それがないと踏み込んだ議論ができませんので、そういう意味で介護保険の保険者機能の強化ということも今後ぜひ考えていただきたいと思います。

以上、意見でした。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、今村委員、どうぞ。

○今村委員　ありがとうございます。日本介護福祉士会の今村でございます。

私からは、今回示されました基本的な視点について今後の具体的な改定につなげていただきたいといった観点から、数点、意見を申し上げさせていただきます。

まず、必要な介護サービスを全国どこでも提供できる体制の確保についてでございます。

今回の資料では、人口減少や地域ごとのサービス需要の変化に対応し、それぞれの地域の実情に応じて必要な介護サービスを持続的に提供できる体制を構築することが示されております。今後、地域によって人口構造やサービス需要、人材確保の状況が異なる中でも、住んでいる地域によって必要な介護サービスを受けられないといったことがないよう体制を確保することが今回の改正における大きな課題であると考えているところです。特に訪問介護をはじめとする在宅サービスの提供基盤の維持強化は不可欠であり、訪問介護については、基本報酬を含めた適切な評価に加え、小規模事業所間の協働、ICT活用、人材確保・育成などを一体的に進め、地域全体で必要な訪問介護サービスを確保していく視点が必要と考えます。また、資料では、地域における固有の資源との協働化が示されています。これは介護報酬だけで対応できる課題ではございませんが、専門職の担うべき役割を明確にした上で、地域住民を含む多様な主体とも連携し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることも重要と考えます。あわせて、地域の実情に応じた柔軟化やタスクシフト、タスクシェアを進める場合においても、単なる人員削減ではなく、利用者の安全とサービスの質、専門性の確保を前提とする、そういったことが重要と考えております。

次に、介護の質と専門性についてでございます。

今後、介護現場では、外国人介護人材や介護助手など多様な人材がそれぞれの役割を担いながら、チームとして介護を提供していくことが想定されます。特に清掃や配膳、環境整備などを介護助手等の方々が担うことで介護福祉士等の専門職が利用者への直接的なケアや専門性を有する業務、人材育成等に注力できる環境を整えることが重要になります。その上で、一定の経験と専門性を持つ介護福祉士がチームの中核となり、多様な人材の役割分担や業務の調整、人材育成、助言、ケアの質の確保を担う体制をさらに整えていく必要があります。こうした介護助手等の活用と介護福祉士の中核的な役割を一体的に推進する観点から、次期報酬改定においては、介護福祉士の中核的役割としての配置を適切に評価いただく仕組みを御検討いただきたいと思います。この中核的役割としての配置については、過去にも申し上げておりますが、虐待等の未然防止につなげることも含んでおり、ぜひ具体化していただきたいと思います。さらに、地域共生社会の実現に向けては、認知症高齢者や独居高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域での生活の継続や災害発生時等における支援についても、各地に点在する潜在介護福祉士の活用について具体的な検討を要望いたします。

次に、処遇改善と人材育成についてです。

他職種と遜色のない処遇改善を実現すると明確に示されたことは重要であり、この方向

性を確実に具体化していただきたいと思います。あわせて、介護職全体の継続的な賃上げに加え、資格や専門性、役割、キャリア形成が処遇に反映される仕組みについてもさらなる具体化が必要と思います。一方、現場では研修の重複とか受講負担も生じていることから、既に習得した知識や技能のほか、受講歴を適切に評価するとともに、重複する内容の整理や、研修時間、受講方法の柔軟化など、働きながら継続的に専門性を高められる研修の在り方についても御検討いただきたいと思います。

最後に、生産性向上についてです。

AI等の介護テクノロジーの活用やタスクシフト・シェアは、単なる効率化ではなく、職員の負担を軽減し、職場環境を整えつつ、サービスの質の確保と向上を実現するといったことが目的であり、示された方向性は重要であります。また、介護助手を含む多様な人材の活用を進め、それぞれの役割を明確にしながらチームとして介護を提供することで、介護福祉士等の専門職が専門的なケアや判断、チームへの助言・指導などにより注力できる環境をつくることにつながると考えます。今後、人員配置基準の柔軟化等を進める場合においても、これらの考え方を基本としつつ、利用者の安全性や介護の質への影響等を十分に検証しながら進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございます。

それでは、江澤委員、どうぞ。

○江澤委員　それでは、１点のみ意見を申し上げたいと思います。

資料の３ページに「物価や賃金の上昇等を介護報酬に適切に反映し、介護サービス事業者の経営の安定を図る」と記載されていることに関しまして、次回報酬改定におきましては、賃上げ、物価対応は別建てで毎年度積み上げていくことは大前提と考えていますが、一方で、全事業所の４割から５割は赤字という異常事態を生じておりまして、事業所の廃業も相次いでおり、事業所の存続が極めて不透明となっている、かつてない危機に陥っているわけであります。さらには、金利の上昇、最低賃金の上昇、そのほか建築費や修繕費あるいは光熱水費の上昇など、周囲環境も刻々と変化しているわけであります。したがいまして、経営の特に厳しい施設系をはじめとして、これまでにないような基本報酬の大幅な増額が不可欠な状態であります。このまま続きますと、介護事業所が消滅して介護提供体制の崩壊に直結しますので、事業所の健全経営の確保を中核に置いた報酬改定を強く要望したいと思います。さらに、この厳しい経営状況が重労働の割に賃金が低いという労働者のイメージを生み出しており、また、介護という仕事の選択をちゅうちょする大きな要因となっています。人材流入を阻み、人材流出を助長するといった悪循環につながっているわけでありますので、ぜひ、この負のスパイラルを打開すべく、健全経営の確保を中核に置いた報酬改定を要望したいと思います。

以上でございます。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

ほかにはいかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、一通り御発言を頂いたものと存じます。

事務局におかれましては、今日、委員の皆様から頂いた御意見などを踏まえた上で、今後の介護報酬改定に向けた検討を引き続き進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日の審議はここまでとさせていただきます。

最後に、次回の分科会の日程などにつきまして、事務局からお願いいたします、

○芦田企画官　次回の日程につきましては、事務局から追って御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○岩村分科会長　ありがとうございました。

それでは、今日はこれで閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

では、散会いたします。